平成29年大網白里市議会第2回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 平成29年6月16日(金曜日)午前10時開会 場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員(6名)

 加藤岡 美佐子
 委員長
 小金井
 勉
 副委員長

 蛭 田 公二郎
 委員
 秋葉好美
 委員

 堀 本 孝雄
 委員
 宮間文夫
 委員

事務局職員出席者

議会事務局長 安川 一省

副主幹石井繁治

書 記 安井 與志秀

議事日程

- 第1 開会
- 第2 委員長挨拶
- 第3 協議事項
- (1) 請願(継続審査)の審査について
- ・請願第1号 障害児の「くらしの場」の拡充を求める請願
- (2) 請願・陳情 (新規付託) の審査について
 - ・請願第2号 「国における平成30 (2018) 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
 - ・請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
 - ・陳情第4号 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見書提出を求める陳 情
- 第4 その他
- 第5 閉会

◎委員長挨拶

〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 傍聴の希望がありましたので、これを許可します。傍聴者はいいですか。

(午前10時10分)

◎請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 本日の出席議員は6名ですので、委員会条例第14条の規定 によって定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、継続審査となっております請願第1号、障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願について、審査を行いたいと思います。

請願の内容については、前回の委員会で説明をしておりますので、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

なお、本請願の取り下げ等については、提出されておりません。

では、皆さん、ご意見がありましたら。

小金井副委員長。

- ○副委員長(小金井 勉副委員長) とりあえず先に、この継続審査については、前回も蛭田 委員に議事録の中でも、請願者と相談した上でという内容、異論がありますけれども、次 の段階へ、取り下げるのか、その内容、文面を精査した上で、もう一度出すのか、そういったことをしてもらうように言いましたよね。その後、この請願につきましては、何ら取 り下げとか、そういうのもないし、また新たな文章を出したこともないので、これを今回 協議するということが、また継続でいくということは非常におかしいことだと思いますので、とりあえず蛭田委員のほうから、その説明というか何かあればと。
- ○蛭田公二郎委員 私は請願の紹介者ということで、その請願の趣旨については賛同できるということで、委員会でお話をしたんですが、内容について、その文章について、その文面ではなかなか納得できないというお話もあったんですが、ちょっとその後、私も請願者と話もしておりませんので、一旦ここでは取り下げる形にしたいと思いますので、また改めて、出す場合には出し直すということにしたいと思います。
- **○副委員長(小金井 勉副委員長)** これを取り下げますというのは、どうなるの局長。 (「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり)

- ○安川一省議会事務局長 今、紹介議員の蛭田議員から、取り下げという発言が出たんですければも、あくまでも提出者からの取り下げの話をいただかなければいけないと思いますので、その様式を含めて、その件につきましては、この委員会終了後に、お話できれば。
- ○蛭田公二郎委員 私が勝手に取り下げると言ったので。わかりました、すみません。
- 〇安川一省議会事務局長 委員長、もう一点、よろしいですか。
- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 安川局長。
- ○安川一省議会事務局長 請願者とこの件についてお話をしていなかったという発言があった んですけれども、だとすると取り下げるかどうかも、改めて請願者と相談されて決まると いうことになろうかと思うんですが、その上で、その文章、書式につきましては、ご提示 をさせていただければと思いますが。

ただ、意向としては今現時点の紹介者としての意向としては、ここで伺ったという形にな ろうかと思います。

- 〇石井繁治議会事務局副主幹 今の段階で言うと、これは継続審査扱いです。
- ○蛭田公二郎委員 そういうことなんですね。
- **〇石井繁治議会事務局副主幹** その後正式に取り下げの願いが出ましたら、委員会を開きまして、委員会の承認を得た後に本会議で承認を受けることになりますので、流れとしてはそんな感じになります。
- ○蛭田公二郎委員 すみません、そういうことで、ちょっと私のほうではこの間の議論では折り合いがつくのは難しいかなというふうに思っていたんですけれども、もう一度請願者のほうと協議をして、委員会のほうにもう一度お願いするというふうにしたいと思います。お願いするというか。
- ○安川一省議会事務局長 これはあくまでも文教福祉常任委員会の中で協議をすべきことなんですけれども、仮にこの委員会で、いや、本日採決いたしましょうという考えでまとまるんであれば、採決は妨げるものではございません。
- ○堀本孝雄委員 今、蛭田さんが取り下げる、請願書の提出者が取り下げる方向でいるというような話を今言いましたよね。だから、それはあれだったら、今これで採決しないほうがいいんじゃないですか。もう一回、それこそ取り下げる方向でいるのに、ここで採決するというのはどうですか。
- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 宮間委員。
- **〇宮間文夫委員** もう現在、文教福祉常任委員会が開催されていますので、言っても仕方のな

いことではあるが、この委員会に継続になっている請願第1号を取り下げますという、その請願者の意思があって、それをここで諮ればよかったという話ですよね。その取り下げる意思が文書で出されていれば。その取り下げるかどうするかという、この委員会で審議していること自体が、冒頭、副委員長が言ったことと同じなんだけれども、また開かなきゃいけないんでしょう、委員会を。

- ○安川一省議会事務局長 仮に正式に今後取り下げるとなれば、その取り下げについて委員会を開いて、さらに本会議に諮って決まるということになります。
- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 宮間委員。
- ○宮間文夫委員 そうすると、この今議会においては、今現在、取り下げの書面が出ていないんだから、さっき言ったように、この委員会においては継続になるしかないということですか、取り計らいは。本会議までの間に取り下げが出て、また委員会を開いて、それで最終日までに採決というか、その本会議場で委員長が説明するというスケジュールになった場合には、非常にタイトになるように思うけれども、それがちょっと心配で発言しましたけれども。
- ○秋葉好美委員 先ほど議会の事務局のほうからお話があったように、この文教福祉で皆さん が異議なしということであれば、ここで採決もいいというお話をしてくださいましたよね。
- ○安川一省議会事務局長 はい、選択肢としては。
- ○秋葉好美委員 採択は、この委員会が皆さんがオーケーであれば、それは構わないということを言ってくださっているんだから、わざわざそれをまた改めてということじゃなくて、ここで今いる私たち6人が大丈夫ですよと言うのであれば、納得してくれるんであれば、ここで採択ができるということですよね。
- ○蛭田公二郎委員 すみません、私もそのままにしちゃったんですけれども、今の状態でいけば継続で、どうしてもこの議会の中で何とか継続扱いどうするかということでなければ、そのまま継続で次の9月議会の前までには、例えばその扱いをどうするか、取下げするかどうするかということを含めてやれば、その段階で確認されるということになりますよね。
- ○宮間文夫委員 ちょっと待ってください。それは前回の委員会で言ったじゃないですか。だから、私は言い出しっぺだったけれども、継続にしたらどうですかと。そうしておけば、その間に取り下げるか、あるいはその請願者がよく考えて行動されるべきだというふうに思って、継続に皆さん、ちょっと言葉は悪いけれども、苦肉の手段をとったんだと思うんだけれども、この委員会までの間に何もそれを、紹介議員が伝えたのか、伝えないのか、

全く議論していないという話だから伝えていないんでしょうけれども、継続だからそのまま継続ですよということで、請願者は思っているんじゃないんですかね。そうしたら、またここで何も議論しないで継続でしたというものに対して、斟酌すれば、秋葉委員は、ここで一旦採決をしてという発言になっていると思うんですよ。だから、蛭田議員がいろいろ今また言おうとしているけれども、前回言ったことの繰り返しになっちゃうと思うんですよ。だから、本来ならば、もうここで取り下げが出ているのか、そうでないか。それ何もしないで継続と言ったら、我々が本当に請願者の思いを受けて、ああ、これはあのとき採決してやるよりも、もっとしっかりと議論した中で一旦取り下げるのか。そういったことをやっていただきたいと思ったから、ちょっと真剣味が足りないなと思いますね。その請願者に対しての、紹介議員しか説明できないと思うんだけれどもね。今となっては仕方がないから、どういうふうにこの請願について判断するかをね。

- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) 皆様にお諮りいたしますけれども、請願第1号を秋葉さんのご意見のように、今日採択することに賛成の方の挙手と求めていいですか。 堀本委員。
- ○堀本孝雄委員 今冒頭、紹介議員の蛭田議員が言ったように、取り下げる方向でいくとか言いましたよね。だからそういう話になって。

(「話してあるのか」と呼ぶ者あり)

〇蛭田公二郎委員 話していないので、申しわけないんだけれども、おそらくね。

(「だから、それは言い訳」と呼ぶ者あり)

- O副委員長(小金井 勉副委員長) いや、ちょっと言わせてもらうよ。それはちょっと余りにも無責任過ぎますよ、蛭田さん。やっぱりもう少しね、だから紹介議員というもの、その中身もやっぱりきちんとわかってほしいと思いますよ。やっぱり前のときに、変な話、前のときも、その文面の内容、私よくわかりませんて言いましたからね。だから、そういうことの中で、やっぱりもう少し議員として、委員としての深みをね。ここでどうこう言い訳しても、今、宮間委員が言ったように、前回それは同じことをやっているんですから、それをどうこう言い訳する今立場にないと思いますけれども。
- **○宮間文夫委員** いいですか、繰り返し、もう本当にこれね、私は請願者に大変失礼だと思う。 この委員会が。前回の委員会に諮ったときには、それぞれの意見があったわけなんだけれ ども、採決して、それを不採択にするのは忍びがたいから、では継続にしたらどうですか と提案して、継続という委員が1人いたら継続にならざるを得ないと思うんですよ、この

委員会で、どうですか、ちょっとそれ。委員会の運びとしては。

- **〇石井繁治議会事務局副主幹** あくまでも委員会の中で継続の意見に対して、採決を取って、 多ければ継続になります。
- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 宮間委員。
- **○宮間文夫委員** 継続という意見の委員が1人いたら、それは継続せざるを得ない委員会の運びじゃなかった。再度聞きます。
- **〇石井繁治議会事務局副主幹** そこで継続の意見がありましたということで、委員長のほうから、継続についての採決をしていただいています。
- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長)多数であればね。秋葉委員。
- ○秋葉好美委員 やはり第1回目のときですね、これ出たのが。それから期間があるわけですよ。その期間にやっぱり陳情された人とよくよくやっぱり話し合っていただいて、今日ここへ回答を持ってくるべきではないかなと、私は思うんですね。そうすれば、これをまた継続継続とやっていくようじゃいけないんじゃないかなと。やっぱりきちっとここで採決したほうがいいのではないかなと私は思います。
- **○宮間文夫委員** だから取り下げる手段があったわけですよ。今この委員会で冒頭、取り下げると思うと紹介議員が言うこと自体がおかしいんですよ。取り下げるという僕が投げかけたんだから、不採択にならないように。今回取り下げてあれば、これの議題には載ってこないでしょう、この委員会の。
- **〇石井繁治議会事務局副主幹** 仮にですけれども、仮にこの段階で取り下げの願いが出ました よ、様式が全て整っていれば、この委員会の中で取り下げについて協議します。認めるか どうか。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇石井繁治議会事務局副主幹 という流れです。

(「それを採決するわけ」と呼ぶ者あり)

- **〇石井繁治議会事務局副主幹** 取り下げについての決をとって、取り下げを認めるかどうか。 仮にですけれども。
- **○副委員長(小金井 勉副委員長)** 仮にそれだったら、もう継続にして、ここでやっちゃ うと、本議会でまたそれ諮らなきゃいけないですから。
- **〇宮間文夫委員** だから、その間にまたスケジュールを組まなきゃいけないんだよね。

- **〇副委員長(小金井 勉副委員長)** 継続でもう一回、蛭田さんにチャンスじゃないですけれ ども。
- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 宮間委員。
- ○宮間文夫委員 副委員長がちょっと今、小耳に言ったんですけれども、私は提案しますが、 継続に対する採決をしていただいて、それでその後進んでいってもらいたいと思います。 二度目の2回目のチャンス。
- ○蛭田公二郎委員 すみません、私弁明する状況じゃないですけれども、宮間委員が言われたとおりで、本来であれば、その請願についてどういう扱いをするかということを事前に決めて、それで委員会に諮るべきだったのが、そのままになってしまったというのは、まことにもう私釈明するところないんですけれども、先ほど言った、いや、私はこの件についてわかりませんと言ったのは、請願者があくまでもつくられた文章について、これを私が変えたりなんかすることはできないということで、文面以上のことは私はわからないということだったんですね。
- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、継続審査ということで皆さん、いかがですか。 (「賛成」「私も賛成です」と呼ぶ者あり)
- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** 賛成総員ですね。請願第1号の審査を終わります。

- ◎請願第2号 「国における平成30年(2018)年度教育予算拡充関する意見書」採 択に関する請願
- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) 次に常任委員会に付託となりました請願第2号「国における平成30年(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について審査を行います。

請願の内容については、既に委員のほうにお配りしておりますので、朗読を省略させてい ただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。 蛭田委員。

- ○蛭田公二郎委員 今日何人か傍聴の方おられて、今回出された請願について、もう文章が配付されておりますので、事務局からでも結構ですけれども、読み上げてもらったら、そんなに長い文章じゃないんでね。いかがかと思いますけれどもね。
- ○副委員長(小金井 勉副委員長) 委員長が言っているじゃないですか。いいよ。本当はみ

んな持っているわけでしょう、みんな持っているでしょう。

- **〇蛭田公二郎委員** 私たち持っているけれども、傍聴者がおいでになっているから。傍聴者にいっていますか。
- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** では、委員の方々の意見を伺いたいと思います。 蛭田委員。
- ○蛭田公二郎委員 2号と3号でね、請願の。これは去年も私お願いして、同じ文章なんですけれども、変わったのは来年度、平成30年度に向けてというところが変わっただけで、あとは同じで、あるいはその前も同じだったかもわかりませんけれども、この請願の趣旨自体がここに書いてありますように、教育予算の拡充をしてほしいということですから、調べましたら、○ECDの中でも教育予算というのが、現在○ECDで35カ国ですけれども、何年か前の32カ国のときも最低レベルというか、本当に最低なんですね。32カ国中、GDP対比の教育投資、これが○ECDの中で最低。これは各教育団体、進学前、それから初等、それから高等教育、それぞれ見ても本当に最低レベルなんですね。

それから、政府の予算ですね。政府予算、これは政府の全体予算の中に占める教育予算、これもOECD全体の平均が12.9パーセントなのに、日本が9.1パーセント。これはOECDの下から2番目ということで非常に低いんですよね。そういった意味では、当然教育予算を拡充してほしいということは、私はこの請願には賛成をしたいと思うんです。

ただ、先ほど冒頭言いましたように、去年は平成29年度に向けて、今年は30年度に向けて というところが変わっただけで、全く文面が同じなんですけれども……

(「文面は違っています」と呼ぶ者あり)

- ○蛭田公二郎委員 それはこだわることはないんだけれども、やっぱり私は今年度予算、例えば去年に比べてこうだとか、あるいは全体の予算編成の中で、一方で例えば防衛費が増えていく中で教育予算が減らされたりとか、そういう毎年ときどきの政府予算の吟味の上に、やっぱり文章もある程度情勢に合わせて変えたほうがいいかなというには私の感想としては思っています。
- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) ほかにございますか。
 はい、小金井議員。
- **○副委員長(小金井 勉副委員長)** 私はこの内容について否定するものではありません。 以上です。
- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** では、次に討論ですが、希望者はありませんか。

意見が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成多数では、請願第2号は採択と決しました。
以上で第2号の審査を終わります。

(「意見書出すから、その案を配って」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) 案をね、はい、お願いします。
- ○安川一省議会事務局長 今この案でよろしいかどうか。
- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** はい。今お配りいたしました案でいかがでしょうか。

(「結構です、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり)

- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 皆様の総意で。
- ○安川一省議会事務局長 ただいまこの意見書案でよろしいということでしたので、最終日に本会議で採決を行います。その結果、採択になった場合なんですけれども、議員発議となりますので、提出者は委員長をはじめ6名の委員の名前を列記して提出するということになります。そのように準備をさせていただきます。よろしくお願いします。
- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** 提出者は全員の名前で出しますので、よろしくお願いします。

◎請願第3号 「義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、次に、請願第3号「義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について審査を行いたいと思います。

請願の内容については、既に委員のほうにお配りしておりますので、朗読を省略させてい ただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

皆さん、ございましょうか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私も賛成する立場なんですけれども、このタイトルにあるように、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、これがなくなってしまって一般財源化したら、

これは教育の機会均等ということが保障できなくなる。特に財政の厳しい自治体では、一般財源化したら大変だと。あくまでも今もこの国庫負担制度を堅持したいということなんで、それは私もそのとおりだと思うんですね。

この問題が議論されたのは、もう10年ぐらい前に実は国庫負担を2分1から3分の1に減らしているんですね。そのときに、もう廃止すべきじゃないかという、そういう議論もある中で堅持をするという主張が、これ当然のように出てきたんですけれども、そういう点では、今廃止しろとかというような議論がかつてのように出てきているわけではないので、希望とすれば、私は堅持すると同時に、かつてのように国庫負担を増額すべきだというふうな、やっぱり私たちの市民の方向としては、そういうふうにすべきではないかなということを希望的に私の意見として申し上げて、この請願に対しては賛成の意見を申し上げたいと思います。

以上です。

〇委員長(加藤岡美佐子委員長) ほかにありますか。 宮間委員。

○宮間文夫委員 今、蛭田委員がお話しになったとおりなんですけれども、2006年から2分の1だったものが3分の1に縮減されてまいりました。たとえ3分の1であっても、このような堅持をお願いするような意見書を出しているからこそ、堅持ができていると私は思いますので、これを続けていくことが子どもたちに対する教育、あるいはその教職員が子どもたちと向き合う時間がとれるような形になっていけると思いますので、ぜひ賛同していただきたく、紹介議員として意見を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) ほかに意見がないようでございますので、次に討論ですが、 希望者はございませんか。

では、意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、お諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成総員ですね。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で第3号の審査を終わります。

意見書を。

今、意見書の案が配付されましたが、皆さん、お目通しで、この意見書(案)でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 異議なし。
- ○安川-省議会事務局長 そうしましたら、先ほどの請願第2号と同様に、この意見書の案をもとにいたしまして、最終日に本会議で採決を行います。その結果、採決となった場合には、議員発議になりますので、6名全員が提出者、賛成者ということで準備をさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

- ◎陳情第4号 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見書提出を求める陳情
- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) 次に、陳情第4号、日本政府に国連核兵器禁止条約推進の 努力を求める意見書提出を求める陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既に議員のほうにお配りしておりますので、朗読を省略させてい ただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

はい、小金井委員。

○副委員長(小金井 勉副委員長) 先ほど久保さんでしたっけ、大変説明いただき、私も共感することではあります。確かに今これは国民皆様が思う気持ちは、核兵器禁止という中身では、それは皆様が思う気持ちは変わらないと思います。

ただしかしながら、私はこれを今から言いますけれども、政府では3月28日ですか、外務大臣、コメントいたしてますよね。この理由として、さまざまな内容を言っていますけれども、核兵器国と非核兵器国、双方が参加する枠組みの交渉の会議にきちんと参加をして、今後も核兵器のない世界の実現に向けて、日本政府もこれからも今後も努力をすると申し述べていますよね。この中にこの陳情書の中身にいろんな粘り強い対話路線へ切りかえるべきと、ここにうたってありますけれども、こうした中身読んでも、政府も核兵器国と非核兵器国双方が参加する枠組み、NPT、CTPT、FNCT、G7、こういった核兵器国と非核兵器国の協力を得ながら進めていく議論にしっかりと貢献していくことによって、

核兵器のない世界の実現のために努力していこうと申し述べておりますよね。

久保さんの説明の中で、私もその訴えている中身としては賛成する立場ではありますけれ ども、やはりこの政府がきちんとさまざまな国益とか、外交の中身を精査した上で、この 判断に至ったと思いますので、これを改めてこの陳情書を提出する今の段階で、意味合い はないんではなかろうかと。

私は個人的に反対するものではありません。ただ、これは政府も政府なりに、やっぱりこの高見沢軍縮大使も述べていますよね。禁止条約がつくられたとしても、北朝鮮の脅威といった、現実的な安全保障問題の解決には結びつかないと。

だから、何にしたってやっぱり日本も核兵器国と非核兵器国双方が参加する、今後さまざまな会議の中で、この核兵器のない世界というものに対しても訴えていくと。これは述べていますので。

あと、述べていますね。核兵器国、非核兵器国がともに参加する枠組み、これをしっかりとこれからも辛抱強く努力をすることこそ、現実的であり、核兵器のない世界に向けて最短の道であると信じておりますと。我が国がだからこそ、日本が先頭に立って努力をしていますと。これを言っていますよね。これは政府がこの問題は客観的には、これはおかしいんじゃないかという声というのが、私なんかもそれはわかります。

ただし、政府がさまざまな内容を踏まえた中で、やっぱり不参加ということを決めたのであるから、これを今、今後もさまざまな協議の中で、その会議の中でそれを訴えて、日本も先頭に立って訴えていくと言っているんでありますから、おっしゃっていることは私も同感なんですよ。ただ、政府の内容としてのやっぱりもう見解、回答が出ていますので、これを改めて出す必要はないんじゃないかと、私はそのように思います。

以上です。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) ほかに。

秋葉委員。

○秋葉好美委員 私も本当に久保さんの、この請願に対しても、内容的には本当に賛同すべき問題かなと思うんですけれども、今本当に北朝鮮の動向というのは全く私たちにも大変危険というか、怖いものがあるかな。そういった意味では、この核保有国と非核保有国の相違という考え方もかなりあるかなと思いますので、やはり政府の展開をしっかりと私たちは見きわめていかなければならないのかなと思うんですね。

そういったときに、この各市にこの請願を持ってきた場合に、一市でこれをどうこうとい

う問題が意見として話すべきことなのかなと。非常に大事なことかと思います。昨年も本当にオバマさんが被爆国である唯一広島を訪れました。あくまでも核禁止なんだよということで訴えておりますので、やっぱりそのへんを踏まえながら、やはり核兵器のない世界を目指すのは、もう当然だと思います。やはりこれから先に向けて責任ある対応もしていかなければならないと、政府もそのように言っていただいておりますので、やはりあくまでも核兵器のない世界を目指すのは当然だと思いますけれども、いろんな意味でちょっと動向を見た場合に、北朝鮮の動き等もありますしね。このへんもよく考えていかなければならない問題かなと思ったときに、ただ一市でこれを持ってきていただいたんですけれども、非常に国の、政府の問題でもあるし、大変難しいところかなと私自身思っているんですけれどもね。判断的には難しい部分ではないかなと思っております。

- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** はい、堀本委員。
- ○堀本孝雄委員 私も実は世界には日本が一番被爆国ということで、日本だけですよね。日本の立場として、やっぱり核兵器の拡散含めて廃絶というのは、一番私は日本のとるべき立場だと思っているんですよ。これは核の拡散、核の抑止力というのは当然あると思うんですけれども、その中でも日本は世界の中で一番、一番というより、日本だけですよね、核の原爆の被害を受けたのは。そういう立場をもう少しやっぱり世界に対して発信、少なくともこれが効果があるかどうかは別として、立場として発信はもうしていってもいいんじゃないかなと。現実として核は廃絶をされるということは、もう今の状況の中で北朝鮮含めてなかなか難しい状況があると思うんですけれども、やっぱり日本の立場というのは、もう少しやっぱり世界に発信して、少しでも核の廃絶に対して努力をするのは、またいいんではないかなと。私は情緒的かもわからないですけれども、そういうふうに。

だけれども、ただ1点、今北朝鮮がこれから核は今持っているかどうかはわからないですけれども、今現実に持っているわけですよね。持っているかもわからないですよね。だから、そういうところの危険性も含めて、もう少し現状これから保有するようなところも、もう少しやっぱり何か規制しなけりゃいけないような立場というのは、日本もとらなきゃいけないんじゃないかなと。それはどういう立場になるかわからないですけれども、やっぱり日本がもう少し核というものを、核の拡散含めて、廃絶を含めて、少なくとも発信したいなというか、していったほうがいいんじゃないかなと、私の意見ですよね。

(「結果的には」と呼ぶ者あり)

〇堀本孝雄委員 結果的には、できるだけ国連に対してもやっぱり出て、そういう意味での反

対ではなくて、やっぱり賛成するような状況をとったほうがいいんじゃないかなということは、この意見書の陳情に対しては、こういう努力は必要じゃないかなという立場です。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) いいですか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 皆さん言われたように、陳情者の先ほどの陳情趣旨に対しては同感だと、 共感をするということで、ただ、話の中で核兵器を廃絶しなくてはいけないんだけれども、 それをどう廃絶するかというプロセスにおいては、今核保有国と非核保有国があって、保 有国も一緒になって、そういう取り組もうという場が必要なんじゃないかと、そういうこ とだと思うんですね。

ただ、今日の朝日新聞見ると、先ほど紹介ありましたけれども、条約推進する国が135カ 国で、この会議に参加しないと見込まれるのが日本や欧州など約40カ国。これは核保有国 ですよね。と、その核の傘のもとにある国は反対と。圧倒的にはやっぱり核をなくそうと いうことで、世界中はそういう世論だと思うんですね。

日本においても、問題は日本政府の問題なんですけれども、日本人がどういう態度をとるかということは今回の陳情の最大の趣旨でね。やっぱり北朝鮮問題ありましたけれども、アメリカはかなり核の脅威で、もう軍事対軍事で押していますよね。しかし、こういう状況の中で、もし軍事衝突が起きたら大変なことになるわけで、先ほど紹介ありましたように、生物兵器、化学兵器、そういったものは国際的には、もう違法だというふうになっているわけ。ところが、核兵器は違法になっていないですよね。これはやはり国際的な取り決めの中で核兵器は違法だということが、国際条約の中で締結されれば、北朝鮮に対しても、やっぱり手を縛ることができるというふうに思うんですね。

そういうことで、核保有国が一緒に参加できるような、そういう会合ができるかというと、 核保有国はご承知のように、やっぱり核保有に固執しているわけですよ。安全保障のため には核を保有しなくちゃいけないというふうに固執しているから、だからNTP会議、核 拡散防止条約、5年に一遍見直し会議やっても、なかなか核兵器の核の軍縮にはいかない と。むしろ核増強にいくという、そういう状況の中で、核保有国の今の状況を放置したま まで、一緒に核兵器廃絶のためにやろうじゃないかと言っても、核保有国はそれに反対し ているわけですからね。だから、私は今回の会議、3月にあり、そして5月には国連会議 の議長が素案を出し、今回その素案をもとにして会議が行われる。7月7日の最終日には 条約案がみんなでまとまるんじゃないかというふうに言われています。もしまとまれば、 そこに核保有国がなくても、私は大いに縛ることができると思う。

問題はやっぱり本来、唯一の被爆国である日本政府が、やはり核兵器廃絶のために力を尽くすべきは当然ではないかというふうに思うんですね。これまで本会議に出てきた被爆者の団体、もう日本政府が出ていないことに対して非常に心が痛むというふうに言っているんですね。被爆者も、本当に日本国民の多くも、やっぱり日本政府がアメリカの核の傘のもとで核兵器禁止条約の締結に反対する態度というのは、これは問題だと。私はそういう点で、政府に条約推進の努力を求めるという意見書を提出という陳情に対しては、そういうことから賛成したいと思います。

以上です。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、いいですか。

宮間委員。

○宮間文夫委員 私は世界平和を望んでいる人間です。いろいろ委員の方のご意見を伺いました。現実は日本政府は、この陳情書の中身にあるように、核兵器禁止を求める条約会議には参加しないということだそうです。日本政府も世界の平和を望んで、いろいろ行動されていると。日本政府というのは、日本政府と一言で言っても、そこには人間がやっていることですから、誰の誰べえという人たちがそれぞれやられているんでしょう。

私は世界平和を望む一人の人間として、訴え続けることに何の命も惜しくはありません。 この今回の陳情に対しては、私が賛成しても、これが日本政府に届いて、この陳情が成就 するとは思えないです。しかし、世界平和を求め続けていくことは、一緒に行進したり訴 えたりし続けていこうと思っております。

以上です。

- 〇委員長(加藤岡美佐子委員長) 小金井副委員長。
- ○副委員長(小金井 勉副委員長) 最後に、私一番先に言いましたので、ちょっと誤解されるといけないもんで、一言だけ言っておきますけれども、私はこの核兵器の禁止に反対するものではありません。しかしながら、やっぱりこの政府の中では、やっぱりさまざまな国益、外交も非常な問題が、内容が多分皆様方にはわからない、私もわかりませんけれども、さまざまな内容があると思います。その中で判断したことでありますから、きちんとだって政府もこれからも核兵器禁止というものに対して、さまざまな会議の中で訴えていくと言っているんですから、そこら辺の動向をきちんと見守ってはどうでしょうかと思います。

だから、これから日本だって核保有国との今までのつながりとか、これから外交、国益の問題あると思いますけれども、その中でやっぱり日本だってきちんとその中で生きていかなきゃいけないと思いますのでね。変な話、国際社会の分裂とか、ちょっと大げさかもしれませんけれども、そういうことまでなりかねない内容にもつながると思いますので、今後の政府の動向をきちんと見守って、そのさまざまな会議の内容がありますので、このことに対しては、そういう中で訴えていくということを言っていますので、動向を見守ってはどうでしょうかと。そういうことですから、私の意見は。

以上です。

- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) 皆さん、だいぶ理解していながら、なかなか難しい問題で ございまして。堀本委員。
- ○堀本孝雄委員 だから、この中で誰しも核を持つこと、また使用することについて、誰しも 反対、賛成するわけではないと思います。気持ちはみんな同じだと思うんですよ。だから、 そういう中で今、副委員長が言ったように、政府の核のあれを拡散含めて、それをやっぱ り信用するか、また個人、こういう立場でまた発信するのも、また一つの方法だというこ とで、根底はみんな同じだと思うんですよね。

1点、それで私もこの核の抑止力というのは、果たしてあるかどうかというのをちょっと 疑問なんですよ。今一番盛んには核を持っていないところ、お互いにね。アメリカみたい な核保有国は、やっぱり持っていないと抑止力があっているような形になっていますよね。 だけれども、これが果たして確かに。だけれども、かといって、何千発もそれこそ持つ必 要があるのかなというのも、またそういうあれは、核抑止力が果たして本当に動いている のかなというのも疑問はあるんですけれどもね。これは持つこと、使用することと言って も、それが世界の破滅だということもあり得るわけだから。そのへんももう少しよく考え ていかなきゃいけないんじゃないのかなと思います。まとまらないんですけれども。

○蛭田公二郎委員 私も一緒のことで。核の抑止という点では、やっぱり核拡散防止条約というのは1960年代にできて、5つの保有国、それ以外は持っちゃだめだよという、言ってみればそういう条約でしょう。だから、いや、持っている国が持つなよと言っても説得力に欠けるんですよね。実際の歴史からすると、日本に唯一の被爆国に核爆弾が落とされてから70年間というのは、もうどんどん核が増畜して、核保有国が最もアメリカ、ロシア、たくさん持っているんですね。もうおそらく人類が何百回も全滅されてもきりがないくらい持っている。やっぱりその強力な核兵器を、言ってみれば戦略として持つという国が、今

でも放っておけばどんどん生まれる。これを抑止するのは、やっぱり核兵器を全面的にやめようと。今回まさに議論になっているね。製造も、それから保有も移送も全ていけないと。全面的な禁止を今回条約が本当になれば、世界のこれまでの歴史の中で初めてですよね、核兵器全面禁止という、そういう条約ができれば。

やっぱりそこはそういう点で、核の抑止という点では大いに期待しておりますね。これやっぱり反対するのは、核保有国が核の脅威、これの抑止力に頼る、日本政府もそこに頼っている。そうじゃないでしょうと。やっぱり全面的に廃止するしか、核兵器はもう世界中からなくならないという70年の歴史ね。ここから学ぶべきだというふうに私は思うので、一言すいません。

〇委員長(加藤岡美佐子委員長) だいぶご意見が出たようでございますけれども、討論ですが、希望者はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** 意見が出尽くしたようでございますので、採決に移りたい と思いますが、よろしいでしょうか。
- ○堀本孝雄委員 陳情書の内容は、先ほど言ったあの内容があれですか。文章になるのか。先ほど久保さんが言った内容は、陳情書の内容になるわけ。
- ○石井繁治議会事務局副主幹 先ほど説明は陳情の趣旨の説明です。
- ○委員長(加藤岡美佐子委員長) ここで採決になった場合はね。

では、採決に移りたいと思いますが。採択に賛成の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 陳情第4号は賛成少数でございましたので、不採択となります。

以上で陳情第4号の審査を終わります。

以上で当委員会に付託されました請願及び陳情の審査についてを終了いたします。

◎その他

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 次に、その他でございますが、何かございましょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(加藤岡美佐子委員長)** 事務局から、いかがでしょうか。
- 〇安川一省議会事務局長 特にございません。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) なければ以上で協議事項とその他についてを終了したいと 思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(小金井 勉副委員長) 以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。皆様ご苦 労さまでした。

(午前11時8分)